

## Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会  
福祉士会  
NEWSNo.207  
MARCH.2023ホームページのURL  
<http://www.jacsw.or.jp/>

スクールソーシャルワーカーの常勤配置に向けて ～3大臣に要望書を提出～	1
学校-家庭-地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック	3
要望書を提出しました	3
第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会・大分大会の参加申込 受付がはじまります	4
2024年度の全国大会(栃木大会)の開催日・会場が決定しました	5
身近に感じる生涯研修制度に向けて ～わかりやすく・使いやすく～	6
連載③ 認定社会福祉士をとりよせよう! ～認証研修を受けよう～	7
基礎研修のご案内	9
生涯研修制度 2022年度専門課程修了認定申請受付について	9
社会福祉士に求められる自殺予防対策	11
2022年度都道府県ばあとなあ連絡協議会 開催報告	12
役員改選情報 次期理事候補者決まる	13
2022年度臨時総会を開催します	13
社会福祉士の倫理綱領・行動規範 ～常に実践を振り返るために～	14
2022年度ソーシャルワーカーデー 追加報告	15
BOOK	15
情報コーナー	16
四谷事務局だより	16

スクールソーシャルワーカーの常勤配置に向けて  
～3大臣に要望書を提出～

こども家庭庁の創設にあたり、子ども家庭施策の推進・充実と子どもを支援する体制構築を図るため、本会は、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会および日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名で、永岡桂子文部科学大臣（1月30日）、加藤勝信厚生労働大臣（1月31日）、小倉将信こども政策担当大臣（2月8日）に要望書を提出しました。

## 今、ソーシャルワークが求められている

出生数が減少するなか、安心して子どもを産み、育てるには、それを支える安全・安心な社会の創造が不可欠です。しかしながら、現状の社会は、児童虐待、いじめ、貧困など、子どもの生活や命さえも脅かされる危機状況があります。

すべての子どもは、自立した個人としてひとしく健やかに成長する権利を有しており、その権利を守り、育ちを保障することは国家としての責務です。とりわけ児童虐待やいじめ、子どもの貧困等では、子どもの置かれている生活環境や心身の健康状態等を把握しながら予防・早期発見することが極めて重要であり、子どもの権利を擁護し、子どもに寄り添い、生活上の構造的な課題を理解しながら支援を行うソーシャルワークがいま求められています。

## スクールソーシャルワーカーの常勤配置を

スクールソーシャルワーカーの配置において、雇用形態は特に重要な課題です。「令和2年度社会福祉士就労状況調査」によると、スクールソーシャルワーカーの正規雇用は僅か6%であり、契約職員（有期労働）とパートタイム職員（短時間労働）が93%を占めています（次ページ表1参照）。待遇にも大きな格差があり、正規職員の平均年収は464万円に対して、契約職員（有期労働）は295.4万円、パートタイム職員（短時間労働）は240.6万円となっています（次ページ表2参照）。

こうした現状は、社会福祉士等が子ども家庭分野への関心や就労希望が強いにもかかわらず、スクールソーシャルワーカーになることを妨げている大きな要因となっています。

これらの背景と現状を踏まえ、すべての小学校および中学校に、社会福祉士または精神保健福祉士をスクールソーシャルワーカーとして常勤配置（正規雇用）するよう、3大臣に要望しています。

このほか要望書においては、新たに創設される子ども家庭センターに、社会福祉士または精神保健福祉士をソーシャルワーカーとして常勤で必置とすることを要望しています。

**必要な財源の確保を**

子どもたちの心身の健康と生活の構造的な課題を理解し解消・解決していく支援体制の構築、専門的なソーシャルワークの人材の配置、安定的な専門人材の確保を、財源確保・財政措置も含めて進めなければ、子どもが安心して育つことができる社会を創るには至りません。

子ども家庭にかかる施策を実効性の高いものとするためには、相応の財源の確保と財政措置が不可欠です。とりわけ『こども基本法』に掲げる理念を実現するために、福祉（厚生労働省）、教育（文部科学省）、子どもの貧困対策（内閣府）にかかる財源を一体的かつ十分に確保するとともに、地方自治体に対して必要な財政措置を講じるべきであることを

要望しています。

要望書は本会ホームページに掲載しています。

表1 スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士の雇用形態 (n=653)

スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士	回答数 (人)	%
1 正規職員	40	6.1%
2 契約職員 (有期労働)	418	64.0%
3 パートタイム職員 (短時間労働)	189	28.9%
4 派遣職員 (派遣会社が雇用)	4	0.6%
無回答	2	0.3%
計	653	100.0%

出典：令和2年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査（(公財)社会福祉振興・試験センター）

表2 スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士の雇用形態別平均年収 (n=653)

スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士	年収 (万円)
1 正規職員	464.0
2 契約職員 (有期労働)	295.4
3 パートタイム職員 (短時間労働)	240.6
4 派遣職員 (派遣会社が雇用)	199.5
無回答	250.0

出典：令和2年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査（(公財)社会福祉振興・試験センター）

令和5年1月30日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 西島 善久  
公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 田村 綾子  
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会  
会長 野口 百香  
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会長 白澤 政和

**要 望 書**

子ども家庭庁の創設にあたり、子ども家庭施策の推進・充実と子どもを支援する体制の構築を図るため、以下の3点を要望いたします。

1. 全ての小学校および中学校に、社会福祉士または精神保健福祉士をスクールソーシャルワーカーとして常勤配置（正規雇用）していただきたい。
2. 新たに創設される子ども家庭センターに、社会福祉士または精神保健福祉士をソーシャルワーカーとして常勤で必置としていただきたい。
3. これら2点を実現するための財源の確保と財政措置を講じていただきたい。

なお、要望内容に鑑み、内閣府子ども政策担当大臣、厚生労働大臣にも提出させていただくことを申し添えます。

※内閣府子ども政策担当大臣、厚生労働大臣にも同じ要望書を提出。

アセスメントシートの活用を！

## 『学校－家庭－地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』

このたび『学校－家庭－地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』を中央法規出版より発刊しました。

本書は、本会の子ども家庭支援委員会を中心に、都道府県社会福祉士会およびその会員の皆さまの協力を得て編集しました。広く子ども家庭福祉に関わる方がたが、この帳票(アセスメントシート)を活用し、自らの実践の振り返りと実践力の向上に寄与できるよう作成しました。

社会福祉士会の会員は、特別価格にて購入可能です。詳細は本ニュースに同封されているチラシをご参照ください。チラシに掲載のQRコード「立ち読みはこちら」からテキストの一部をご覧いただくことができます。

本書に掲載している帳票は、本会ホームページの「社会福祉の皆様へ」から「資料室」の「スクールソーシャルワーカープロジェクトチーム」からダウンロードができます。本書とともにご活用ください。



## 要望書を提出しました

2022年10月以降に、本会では以下の要望書を発出しています。詳細は、本会ホームページをご参照ください。

### ○要望書

発信日	標 題	発信先など
11月21日	実習指導者講習会修了者名簿の性別記載欄の廃止について(要望)	厚生労働省 社会・援護局
2023年 1月30日	要望書	文部科学大臣 (日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟および本会の連名)
1月31日	要望書	厚生労働大臣 (同上)
2月8日	要望書	こども政策担当大臣 (同上)

# 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 大分大会の参加申込受付がはじまります

公益社団法人大分県社会福祉士会 会長 白田 晃久

## 大分大会の参加申込受付がはじまります

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会は、2023年7月1日（土）・2日（日）に大分県別府市で開催します。

大分大会のテーマは『現実社会と向き合うソーシャルワーク－「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して－』です。どのような時代にあっても私たちソーシャルワーカーはこれまでも、そしてこれからも現実社会とひた向きに向き合いながらソーシャルワークを展開していかなければならない、という思いを込めています。

今大会は、参集による開催に加えて、後日オンデマンド配信を行います。当日会場においでになることができない方にも、大分大会の臨場感をお伝えしたいと思います。ご参集いただいた方には大会後にもう一度振り返って見ていただければと思います。

皆さまと大分の地でお目にかかれ、「たがいに・ささえあい・つながり」について考え、語りあえることを楽しみに準備を進めています。

2023年は大分県社会福祉士会が発足して30年目の節目になる年です。その節目の年に大分県で全国大会を開催できることは大変嬉しく思います。

皆さまのご参加を、大分県社会福祉士会会員一同お待ち申し上げます。

大会プログラム・申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要綱をご覧ください。

## 参加申込受付期間

2023年3月10日（金）10:00から  
2023年6月2日（金）17:00まで

## 社会福祉士学会大分特別分科会の企画が決定しました

大分県社会福祉士会は、大会開催県として大分特別分科会を企画しました。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」は地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進を目的として策定されました。

これからの専門職の役割は、従前の成年後見等に関わる専門職後見人等としての受任等を主眼に置いた「プレイヤーの役割」だけではなく、地域における市民を主体とした後見制度に限定されない権利擁護支援に関するシステムやネットワークの再構築のための地域デザインを「市民と協同し創り出す役割」も大きく期待されます。

まさしくそれは、パラダイムチェンジであり、これから専門職に求められる役割について大分の実践者でシンポジウムを行い、議論を深めます。



会場の別府国際コンベンションセンター  
〈ビーコンプラザ〉（大分県別府市）

大分大会の特設サイト



### 社会福祉士学会分科会・ポスター発表募集中です

学会運営委員会では、第31回社会福祉士学会の分科会（個人発表、自主企画シンポジウム）およびポスター発表者を2023年3月23日（木）まで募集しています。奮ってご応募ください。

詳細は、本会ホームページの「第31回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）」「学会発表の応募申込」ページをご覧ください。

### ともに実践研究について学びませんかー実践研究入門講座

全国大会のプレ企画として「実践研究入門講座」を開催します。

本講座では、社会福祉士学会で、日ごろの実践をまとめて発表したり、研究誌『社会福祉士』に論文や実践報告として投稿する際の方法や考え方を学びます。

発表や論文執筆がゴールでなくても、研究的な視点を持ちながら日々の実践にあたる姿勢は「裁量の実践を行う責務」（社会福祉士の倫理綱領）の具現化でもあります。関心のある方は、ぜひご参加ください。参加申込は2023年5月24日（水）16:00までです。申込方法の詳細は、本ニュース同封の全国大会開催要綱をご覧ください。

実践研究入門講座に参加し、社会福祉士学会での発表・参加をして、大分の郷土料理に舌鼓をうち、別府の温泉で心も体もリフレッシュしませんか。

分科会・ポスター発表申込 プレ企画参加申込



## 2024年度の全国大会（栃木大会）の開催日・会場が決定しました

一般社団法人栃木県社会福祉士会 副会長（大会実行委員長） 松本 裕行

第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会は、2024年6月22日（土）・23日（日）に栃木県宇都宮市で開催します。現在、栃木県社会福祉士会では、実行委員会を立ち上げ準備を進めています。

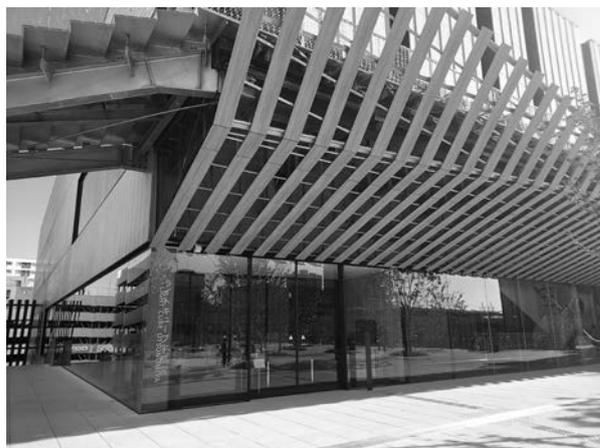
会場は、JR宇都宮駅東口に直結した「ライトキューブ宇都宮」です。新国立競技場を手掛けた『隈研吾建築都市設計事務所』が設計デザインを監修し、最大2,000人を収容可能な大ホールを備えた交流拠点施設です。

ギョーザとジャズとカクテルの街・宇都宮、そして日光東照宮をはじめとする世界遺産の日光寺社の歴史文化に触れ、グルメも豊富で心も満足する栃木へぜひお越しください。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

【日程】2024年6月22日（土）～23日（日）

【会場】ライトキューブ宇都宮  
（栃木県宇都宮市）



会場のライトキューブ宇都宮

### 2025年度以降の日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の予定

- 2025年度 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 島根大会
- 2026年度 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 青森大会

# 身近に感じる生涯研修制度に向けて

～わかりやすく・使いやすく～

生涯研修制度の見直しに関しては、本会ニュースNo.206（11月号）で報告した生涯研修委員会議の討議を踏まえ、11月3日の生涯研修センター協議会での協議、11月20日の生涯研修センター企画・運営委員会での協議と検討を重ね、12月17日の理事会において、認定社会福祉士取得者について専門課程を修了したとみなすこととし、規程改正をしました。生涯研修制度の見直しの内容等について説明します。

## ■生涯研修制度と認定社会福祉士制度との関係の調整に伴う規程改正について

改正をしたのは、生涯研修制度基本規程と生涯研修制度運営規程の2つです。

### ○生涯研修制度基本規程

第11条第4項の次に第5項を追加しました。

5 都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、認定社会福祉士名簿に登録したときは、専門課程を修了したとみなす。

### ○生涯研修制度施行規程

第13条第2項を一部改正し第3項に繰り下げ、第2項を追加しました。

2 基本規程第11条第5項に基づき専門課程修了とみなされる者は、課程修了認定証明書発行申請書（様式第4号）を提出し課程修了認定証明書の発行を受けることができる。

3 第1項又は前項により課程修了認定証明書の発行を受けようとする者は、発行手数料を納めなければならない。

なお、みなし修了の場合は「修了証」の発行はされません。修了証明が必要な方は、課程修了認定証明書の発行手続を行うことで交付が可能です。発行手数料は1,000円です。

### ○具体的な修了のみなし方は次のとおりです。

- ・認定社士取得 ⇒第1期専門課程みなし修了
- ・認定更新1回目⇒第2期専門課程みなし修了
- ・認定更新2回目⇒第3期専門課程みなし修了

## ■わかりやすい制度説明のために

生涯研修制度については、生涯研修手帳や、e-ラーニング講座「生涯研修制度」を生涯研修センターホームページで無料公開して説明をしています。しかし、量が多く、ログインパスワードが必要など、もっと気軽に見られるものがあるとよいという声を受け、本会ホームページに5分程度で生涯研修制度を説明する動画を公開予定です。

## ■研修計画を立てるときの参考として

基礎研修は修了したけれど、その先どのように研鑽を積んだらよいかわからないという声もあります。次の目標がわかるものがあるとよいという提案を踏まえ、どのように研鑽を積みよいかのモデルプランを作成し、本会ホームページに掲載することとしました。また、実際に研鑽を重ねている会員へのインタビュー動画を作成し、公開することも予定しています。

モデルプランおよび自己研鑽に関するインタビューが、社会福祉士が研鑽を積んでいく一助になることを願っています。

## ■使いやすい生涯研修制度管理システムへ

本会では、社会福祉士会が開催する研修情報等を登録・検索できる生涯研修制度管理システム（以下「管理システム」）を運用しています。

この管理システムでは、会員が受講した研修だけではなくスーパービジョン実績や会活動についてもマイページで登録できるようにしていますが、登録方法がわかりづらいため、より使いやすいよう改修する予定です。研鑽の状況の管理に活用いただければと思います。また、管理システムの操作マニュアルを公開していますが、よりわかりやすくするため、操作についての動画を作成し公開する予定です。

連載③

# 認定社会福祉士をとろう！

～認証研修を受けよう～

認定社会福祉士は、社会福祉士国家資格を取得した後に、実践現場において複数の課題のあるケースへの対応や緊急対応、また他職種連携や職場内のコーディネーターができる職場内のリーダーとして、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「認定機構」）に認定された方です。2023年2月現在、956名の認定社会福祉士が認定社会福祉士登録機関（日本社会福祉士会）に登録しています。

現場で活躍されている社会福祉士の皆さま、認定社会福祉士を取得しませんか。

本号では、認定社会福祉士取得ルート<sup>1</sup>の1つ「日本社会福祉士会生涯研修ルート<sup>1</sup>（以下「生涯研修ルート」）」で必要となる「共通専門研修」と「分野専門研修」の受講方法について説明します。

## 1. 「生涯研修ルート」の研修受講単位

生涯研修ルートで認定社会福祉士を目指すには、前号で説明したスーパービジョン（受ける）単位のほかに、共通専門研修10単位と分野専門研修2単位以上を取得し、認定社会福祉士認定研修を受講します（図1参照）。

共通専門と分野専門では、認定機構が認証した研修（以下「認証研修」）が単位の対象となります。認証研修は、募集要項等に認証番号や認証科目を表示し、修了者に対しては「実施機関」「認証番号」「科目名」「単位数」「実施日」を表示した受講修了証明書（修了証）を交付することとされています。

## 2. 共通専門研修とは

共通専門研修には、「ソーシャルワーク理論系科目群Ⅰ」「権利擁護・法学系科目群Ⅰ」「サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ」「地域開発・政策系科目群Ⅰ」「実践評価・実践研究系科目群Ⅰ」の5群があります。通常ルートではこれら5群から必修8単位と選択2単位の合計10単位の取得が必要となりますが、パッケージ化された本会の基礎研修Ⅰ～Ⅲを修了することで、共通専門研修の10単位分を取得することができます。

### ◆基礎研修とは

基礎研修は、社会福祉士として共通に必要な価値、知識、技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけることを目的に本会生涯研修制度の基礎課程に位置付けられた研修で、基礎研修Ⅰ～Ⅲをそれぞれ

1年度間、合計3年度間で受講します。基礎研修には、認証研修10単位分のほかに、生涯研修独自の研修として3.5時間のプログラムが含まれています。独自の研修では、本会や都道府県社会福祉士会の活動や生涯研修制度等について学びます。

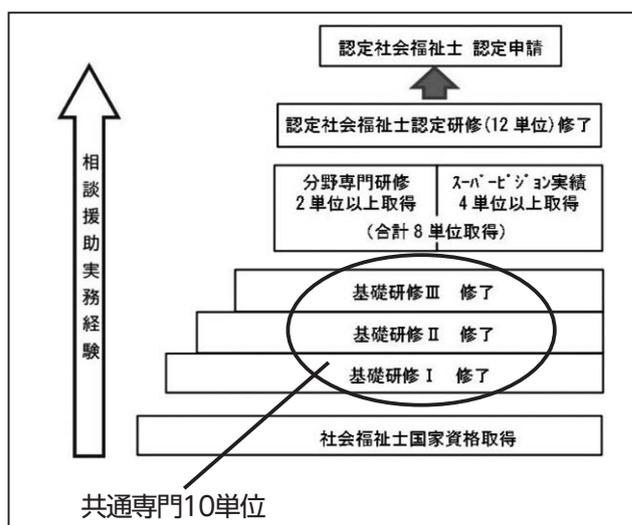


図1 日本社会福祉士会生涯研修ルート

### ◆基礎研修の受講方法

基礎研修の研修プログラムは認定機構の認証を受けています。教材は本会が作成し、都道府県社会福祉士会に研修の開催を委託しています。基礎研修は会活動等についても学ぶため、原則として所属する都道府県社会福祉士会で受講します。基礎研修の実施スケジュールや受講申込方法、受講料等については、所属する都道府県社会福祉士会にご確認ください。

## 3. 分野専門研修とは

認定社会福祉士は5つの分野（高齢、障害、医療、

<sup>1</sup> 「日本社会福祉士会生涯研修ルート」については、本会ニュースNo205にて説明をしています。ニュースのバックナンバー（2年度分）は、本会ホームページに掲載しています。

児童・家庭、地域社会・多文化)で認定されます。分野専門研修は、認定を受けようとする分野で認証されている科目の研修を受講する必要があります。

たとえば、高齢分野の認定社会福祉士を目指す場合には、高齢分野で認証された研修を選択して受講する必要があります。

なお、図2では、基礎研修Ⅲまでを修了してから分野専門研修を受講するようになっていますが、それぞれの研修の受講要件を満たしていれば基礎研修を修了していなくても受講が可能です。

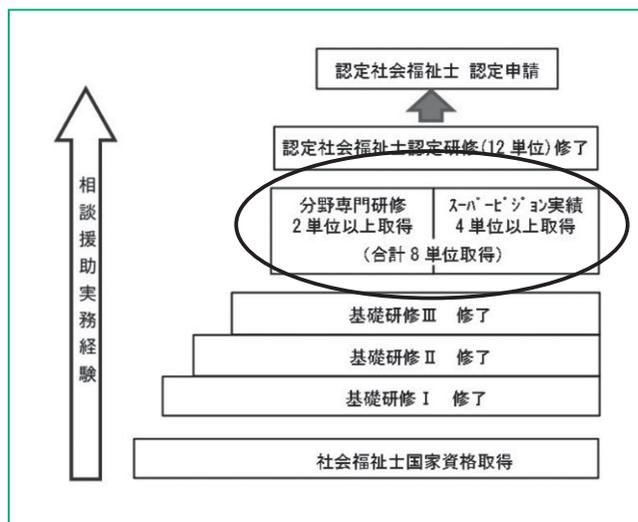


図2 日本社会福祉士会 生涯研修ルート

※基礎研修修了前や受講中に分野専門研修やスーパービジョンを受講することも可能。

### ◆分野専門研修の探し方について

認証された研修は認定機構ホームページの「認証した研修一覧」に掲載しています。具体的な研修の開催日や申込方法等の詳細については、一覧にある主催団体に問い合わせをしてください。

本会が実施している認証研修の募集要項は、本会ホームページの生涯研修センターの「研修情報」に掲載しています。認証研修であることは募集要項のほか、研修情報の備考欄にも表示しています。また、都道府県社会福祉士会から掲載依頼があった研修についても「研修情報」に掲載しています。

### ◆他の分野への単位の振替え

認証研修の中には、認証された分野だけでなく、他の分野の単位として振替が可能な科目もあります。どの科目が振替可能なのかは、認定機構のホームページの「認証した研修一覧」のページに「研修

単位細則 別表6」として一覧表が掲載されています。

なお、本会および都道府県社会福祉士会が認証を受けた研修については、本会ホームページの「認定社会福祉士・認定上級社会福祉士とは」に掲載している「社会福祉士会 認証研修リスト」で、各研修についてどの分野の単位となるかを整理しています。

#### ○認証した研修一覧



#### ○社会福祉士会 認証研修リスト



### ◆まとめ

「生涯研修ルート」では、共通専門研修10単位が基礎研修Ⅰ～Ⅲとしてパッケージ化されています。そのため、ひとつひとつの科目の研修を探して受講申し込みをすることなく、必要な共通専門研修の単位をすべて取得することができます。また、基礎研修は所属の都道府県社会福祉士会で3年間を通して学ぶ中で、相談できる先輩や仲間ができる点でもお勧めの研修です。

基礎研修の受講申込は、4月頃から始まることが多いため、まだ受講されていない方は、お早めに所属の都道府県社会福祉士会へお問い合わせください。

また基礎研修の他に、分野専門研修を2単位以上取得し、分野専門研修とスーパービジョン実績(受ける)を合わせて8単位を取得すると、認定社会福祉士認定研修を受講することができます。

基礎研修と分野専門研修を受講し、スーパービジョンを受け、認定社会福祉士を目指しましょう。

次号の「認定社会福祉士をとろう!」では「認定社会福祉士認定研修」について解説します。

## 基礎研修のご案内

### — 生涯研修のスタートは基礎研修から。都道府県社会福祉士会で開催中 —

皆さま、基礎研修は受講されましたか？ まだ受講されていない方は、ぜひとも受講してください。社会福祉士として日々研鑽されている皆さまにとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。

まだ基礎研修を受講されていない方は、所属の都道府県社会福祉士会へお問い合わせください。

#### <基礎研修受講のメリット>

- ・すべての社会福祉士に必要な、価値、知識、技術の基本を学ぶことができます。
- ・都道府県社会福祉士会の仲間と出会い、共に学ぶことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。

(認定社会福祉士取得のためには、通常ルートで30単位が必要となりますが、基礎研修修了者は、生涯研修ルートの選択が可能となり、分野専門研修およびスーパービジョンを受けた実績の合計8単位の取得と認定社会福祉士認定研修の修了で、30単位の取得と同等になります。)

- ・基礎研修Ⅲまで修了すると、研修講師等として活躍していただく場が増えます。



**仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り開いて行きましょう!**

## 生涯研修制度 2022年度専門課程修了認定 申請受付について

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。社会福祉士会は、生涯研修制度を整備するとともに、さまざまな研修や情報を提供し、そのサポートをしています。生涯研修制度における専門課程修了認定申請は、研修受講やスーパービジョン実績などの研鑽内容を自身で確認するとともに、社会に社会福祉士としての責務を果たしていることを示すものでもあります。

『生涯研修制度2022年度専門課程修了認定申請』は2023年4月1日から受付を開始します。ぜひ、生涯研修制度をご活用ください。

2022年12月17日の理事会において、認定社会福祉士取得者について専門課程を修了したとみなす規程改正をしました。詳細については、本ニュースのP 6をご覧ください。

#### ■申請受付期間

2023年4月1日(土)～6月30日(金) 必着

#### ■申請対象者

##### 1.「第1期専門課程」修了申請

以下をすべて満たす方が申請対象となります。

- (1) 基礎課程を修了している方<sup>1</sup>、または基礎課程修了とみなされている方<sup>2</sup>
- (2) 2012年4月1日以降の期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

##### 2.「第2期専門課程」修了申請

以下を全て満たす方が申請対象となります。

- (1) 第1期専門課程を修了した方、または第1期専門課程修了とみなされている方<sup>3</sup>
- (2) 前回の修了認定以降または2012年4月1日以降いずれか短い期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

※1 「基礎課程を修了している方」とは、基礎研修Ⅰ～Ⅲをすべて修了した方を指します

※2 「基礎課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が1回または2回の方を指します

※3 「第1期専門課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が3回以上ある方を指します

## ■専門課程の対象となる単位について

2019年度専門課程修了認定申請より、申請に必要な単位の見直しが実施され、認定社会福祉士制度の認証研修以外の研修でも、ソーシャルワークに関する研修であれば単位として申請できるなど、単位申請基準を大幅に上げるとともに、申請単位数の上限を撤廃しました。

専門課程の対象となる単位は、認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修や認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョン実績のほか、認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修（ソーシャルワークに関するものに限る）や、研修講師実績（ソーシャルワークに関するものに限る）などが対象となります。詳細については、本会ホームページに掲載している最新の生涯研修手帳をご確認ください。

生涯研修センターホームページ

(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>)

## ■専門課程修了認定申請の対象期間について

専門課程修了認定申請の対象期間は、原則として2012年4月1日以降となります。例えば、2022年度専門課程修了認定申請をするには、2012年4月1日から2023年3月31日までに、所定の単位を取得していることが必要です。

ご自身の対象区分をご確認の上、単位対象となる期間の研修単位で申請してください。

## ■申請方法

### 1. 専門課程修了の申請に必要な書式

申請に必要な書式は本会生涯研修センターホームページに掲載しています。

(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/shinsei/index.html>)

#### (1) 課程修了認定申請書（様式第2号）

課程修了認定申請書の納入証明書添付欄には、振替払込請求書兼受領証やご利用明細票等を添付してください。E-mailで申請の場合は、振込年月日、振込金融機関名を必ず明記してください。振替払込請求書兼受領証の添付がなく、振込年月日、振込金融機関名の記入もない場合は、申請書が受理されません。

#### (2) 研修単位記録（シートⅠ～Ⅱ）

## 2. 申請手数料および振込口座

### (1) 申請手数料

専門課程修了申請手数料：5,000円

※振り込みにかかる手数料は別途ご負担ください。

### (2) 振込口座

郵便口座番号：00170-0-610110

加入者名：公益社団法人 日本社会福祉士会

他行から振込む場合

銀行名：ゆうちょ銀行(金融機関コード：9900)

支店名：〇一九店（ゼロイチキユウ店）

(店番：019)

預金種目：当座 口座番号：0610110

口座名義：公益社団法人 日本社会福祉士会

### (3) 提出先

【郵送の場合】

申請に必要な書類を揃えて、以下の送付先へお送りください。封筒の表には必ず「第〇期専門課程修了認定申請書在中」と明記してください。

送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13

カタオカビル2F

公益社団法人 日本社会福祉士会

生涯研修センター 宛

【E-mailの場合】

申請に必要な書類を添付し、E-mail (kenshu-center@jacsw.or.jp) にてご提出ください。メールの件名には必ず「第〇期専門課程修了認定申請」と記載してください。メールの件名が異なる場合は、迷惑メールとして認識され削除される可能性がありますのでご注意ください。

なお、E-mailで申請された場合、受付担当者より確認のメールを返信します（自動返信ではないため、お時間をいただく場合があります）。申請から1週間以上経っても返信のメールがない場合には、メールの未着などの理由が考えられますので、生涯研修センターまでお問い合わせください。

生涯研修センター



生涯研修手帳





# 2022年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会 開催報告

権利擁護事業（成年後見、虐待対応、未成年後見）に関する担当者の連絡会議として、2022年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会を、10月29日にオンライン（Zoom）で開催し、各都道府県社会福祉会（以下「都道府県市会」）より115名が参加しました。今回の連絡協議会は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を受けた成年後見制度の改正に向けた検討状況を踏まえ、今後の地域における権利擁護体制の構築に向けて、都道府県士会の権利擁護センターと日本社会福祉士は、どのように関係機関と連携しながら取り組みを展開していくか、学び、深め、今後の実践を検討する機会として開催しました。

## ■基調講演「民事法制と社会福祉の一体的改革」

基調講演は、早稲田大学大学院法務研究科教授の山野日章夫氏より「民事法制と社会福祉の一体的改革」と題して行われました。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきなどの指摘がなされています。

このような方向性に対し、必要な時期に必要な権限を付与する制度の在り方、成年後見人等の選改任のあり方の見直し、後見・保佐・補助の種類の再編成の検討、成年後見人等の報酬金額の予測可能性を高めるなどの論点が紹介されました。そして、これらの方向を推進するため、民法の改正とともに、地域社会福祉を一体的に改革していく必要性と、本人の地域における社会生活を支え、意思決定支援のさらなる充実を進める上で社会福祉士への期待が述べられました。

この基調講演は、本会のeラーニング講座で視聴することが可能です。

## ■グループでの意見交換と意見の共有

グループにおける意見交換「地域における権利擁護の推進と都道府県士会（ぱあとなあ）の取組」では、基調講演を受け、都道府県士会（ぱあとなあ）で取り組む必要があると思ったこと、現状と実施上の課題などについて話し合われました。

各グループからの報告では、「利用者にとってメリットのある後見人等の交代を進めるべき（支援者側の都合のよい方法とならないように）」「基本計画の理解を深め、地域に浸透させる取組が必要」「取組を進めるための人材育成が課題」「さらなる中核機関の整備の推進が必要」「成年後見制度利用支援事業の自治体間の差が大きく改善が必要」などの意見が発表・共有されました。

## ■2022年度権利擁護センターぱあとなあ事業について

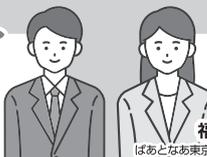
最後に、日本社会福祉士会の「2022年度権利擁護センターぱあとなあ事業について」として、星野美子理事より「成年後見制度利用促進専門家会議」や「成年後見制度の在り方に関する研究会」における検討状況の報告、安藤千晶副会長より、ぱあとなあ活動報告システムの整備状況とシステム説明会の案内、公文理賀理事より権利擁護推進あり方検討委員会からの報告などが行われました。

## 成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理  
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

**TYPE H**

社会福祉士様  
各種法人様向け



**TYPE P**

都道府県社会福祉士会会員様向け  
ぱあとなあ東京報告株式会社(2022年8月版) 披露

**機能とポイント**

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見取支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

**通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!**

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。  
※キャンペーン期間は2024年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。

法律とコンピューター

**株式会社リーガル**

<https://www.legal.co.jp/>

本社 TEL 089-957-0494

東京営業所 TEL 03-5360-1755

名古屋営業所 TEL 052-856-2090

大阪営業所 TEL 06-6940-3440

福岡営業所 TEL 092-432-9078



## 役員改選情報 次期理事候補者決まる

(敬称略・五十音順)

次期理事の立候補について再受付を行っていましたが、立候補締切日(12月21日)までに届出がなかったため、2023年度通常総会から2025年度通常総会までを任期とする理事候補者は、右記の12名となりました。

今後は、6月17日(土)に開催する第35回通常総会における承認を経て、次期理事として正式決定されます。

	氏名	所属する 都道府県社会福祉士会
1	安藤 千晶	静岡
2	伊東 良輔	福岡
3	岡本 達也	富山
4	栗原 直樹	埼玉
5	神内 秀之介	北海道
6	徳永 実	香川
7	中田 雅章	岡山
8	中村 直樹	青森
9	中山 貴之	兵庫
10	西島 善久	大阪
11	星野 美子	東京
12	山下 康	神奈川

## 2022年度臨時総会を開催します

本会は、3月18日(土)に2022年度臨時総会を開催します。今回の総会も新型コロナウイルス感染症対策のため本会事務局(東京都新宿区)とオンライン会議室で開催します。本会の総会は、正会員である47の都道府県社会福祉士会によって構成します。都道府県社会福祉士会に所属する個人会員への議案資料の送付は行っていません。議案資料は、本会ホームページでご覧ください。議事録は後日掲載予定です。

### 議事項目(案)

#### I 議案

第1号議案 子ども家庭ソーシャルワーカー(仮称:認定資格)の創設に伴う試験・認定・登録にかかる機関の設立について(案)

第2号議案 正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正

#### II 理事会報告

第1号報告 2023年度事業計画

第2号報告 2023年度収支予算

第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告

第4号報告 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)

#### III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会)

第3号事務連絡 第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)

第4号事務連絡 その他

# 社会福祉士の倫理綱領・行動規範

～常に実践を振り返るために～

## 15年ぶりの倫理綱領の改定

倫理綱領は、専門職としての社会福祉士の価値観であり、行動規範はそれを行動レベルで具体化したものです。

2020年6月に「社会福祉士の倫理綱領」が、2021年3月に「社会福祉士の行動規範」が、それぞれの改定が採択されました。この改定は、2014年に制定された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2016年にアジア太平洋の展開、2017年に日本における展開が制定)をソーシャルワーク実践の拠り所として踏まえています。

新しい倫理綱領・行動規範を伝えるために『三訂社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』を発刊しました。あわせて、倫理綱領・行動規範についてより理解を深めるための「倫理綱領・行動規範研修」のプログラムを開発し、都道府県社会福祉士会で研修開催ができるよう講師養成研修を開催しています。

## 社会福祉士必携！ 倫理ガイドブック

本書は、単なる条文解説ではなく、事例を多く盛り込み、倫理綱領・行動規範の活用を具体的にイメージできるような内容にしています。

また、社会情勢の変化を考慮して、グローバル社会における社会福祉士の役割、多様性の尊重、SNSの活用といった現代の課題にも言及しています。

成年後見、実習指導に携わる方はもちろん、社会福祉士の皆さまが、日々の業務において判断に迷ったり、ジレンマを感じたときに、本書を読むことでソーシャルワーク実践の原点に立ち返ることができるよう、常にお手元に置いていただくことをお勧めします。よりよいソーシャルワーク実践に役立てていただけることを願っています。

また、社会福祉士を目指している方には、本書により社会福祉士の価値基盤についての理解を深めていただき、価値を共有できる仲間が増えることを期待しています。

## 誰でもできる研修講義の視聴

倫理綱領・行動規範研修は、「講義の視聴」「事前課題の取組」「演習」で構成されています。講義部分はオンラインでの視聴となります。これは本会のe-ラーニング講座でオンデマンド配信されている講座を視聴するものです。配信されている講座は、次の3講座です。

### 1. 新倫理綱領の成立過程と意義

2020年6月の日本社会福祉士会総会にて新たに採択された倫理綱領について、成立までの背景や込められた思い、改定のポイントなどについて解説しています。

### 2. 倫理綱領の必要性

倫理綱領とは何か、なぜ社会福祉士には倫理綱領が必要なのか、さらには倫理綱領の活用方法について解説しています。

### 3. 倫理綱領の理解を深めるために

新しい倫理綱領・行動規範を、より多くの社会福祉士の皆さまに身近に感じ、日々の実践の拠り所とできるよう、前回の倫理綱領から変更された点、特に押さえるべき項目を取り上げて解説しています。

上記のe-ラーニング講座は、社会福祉士会の会員をはじめ、どなたでも視聴することができます。

視聴のための費用やID・パスワードの取得方法は、社会福祉士会会員、会員でない社会福祉士、社会福祉士以外で異なります。e-ラーニングの視聴に関する詳細はホームページの「e-learning講座開催中！Click」からご確認ください。



日本社会福祉士会HP  
e-ラーニング講座



# 2022年度ソーシャルワーカーデー 追加報告

## ～全国各地でのイベント～

本年度も海の日（2022年は7月18日）に設定しているソーシャルワーカーデーを中心に、全国各地で地方イベントが開催されました（ニュース9月号で報告）。10月以降に3つの県で開催されましたので追加報告いたします。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、次年度以降も継続的に実施していきます。

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
北海道	ソーシャルワーカーデー2022～福祉・医療・介護なんでも相談会～ HTBまつり2022「介護のしごとフェスティバル2022inHTBまつり」への出展	10月2日（日）	さっぽろ創世スクエア （北海道札幌市）
岐阜県	ソーシャルワーカーデー2022 in 岐阜 楽しみながら学ぶ福祉（子ども向けレクリエーション、リアル人生ゲーム、ソーシャルワーカーについて考えるアンケート、福祉に関する相談コーナーなど）	10月15日（土）	中部学院大学 （岐阜県関市）
三重県	ソーシャルワーカーデー2022 in 三重 ソーシャルワーカーのちから～寄り添い、つなぎ、支えあう～／記念講演、グループセッション	12月3日（土）	オンライン（Zoom）

### 新刊・近刊等情報

# Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

#### ■認知症のある人への経済支援 —介護支援専門員への期待

編著：竹本 与志人

（岡山県社会福祉士会）

発行元：法律文化社

発行年月：2022年10月

A5判／206頁

価格：4,500円（税別）

社会保障制度をよく知れば各種サービスを十分に活用できる。この認識のもと、現場で支



援するケアマネジャーを対象に、認知症のある人の経済問題の実態と経済支援の現状を可視化し、課題解消の方法を検討しています。ケアマネジャーや社会福祉士の皆さまにぜひお読みいただきたい一冊です。

#### ■スクールソーシャルワーカー と教師のための校内支援実践 マニュアル

編著：大塚 美和子

（兵庫県社会福祉士会）

発行元：神戸学院大学出版界

発行年月：2022年12月

B5判／206頁

価格：1,500円（税別）

スクールソーシャルワーカー、教師、保護者へのインタビュー調査に基づき考案した「問題予

防型校内支援実践モデル」をもとに作成した「校内支援実践マニュアル」です。

「問題予防型校内支援実践モデル」とは、日常の校内支援の体制の中に「保護者ケース会議」「子ども作戦会議」などの当事者が参加する会議を取り入れたもので、問題が悪化する前から学校と保護者が協働で支援に取り組む校内支援体制です。本書では具体的な内容と手順をわかりやすく提示していますので、ぜひご活用ください。



## 学会関連情報

### 研究誌『社会福祉士』を同封しています

本ニュースに研究誌『社会福祉士』第30号を同封しています。

本誌には、社会福祉士会会員による論文1編、研究ノート3編、実践報告2編と東京大会の抄録・ポスター紹介を掲載しています。また、2022年11月に学会に関する規程類を改正しました。主な改正点や改正後の規程類を「総評」「投稿論文等に関する規程類」ページに掲載しています。

## 生涯研修センター情報

### 2023年度成年後見人養成研修の開催について

本研修は、成年後見制度に関わる様々な立場の社会福祉士を対象とした「成年後見人材育成研修（認証研修）」と、成年後見人等の受任者を養成する「名簿登録研修」の2つに分けて開催しています。

申込方法などの詳細は、本ニュース同封の全国版開催要項を参考に各県士会より送付される研修開催要項をご覧ください。

## その他の情報

### 会員証の更新について

会員証の有効期限が2023年3月31日となっている方には、3月末日までに更新会員証（有効期限2028年3月31日）をご自



宅へ送付します。ニュース送付先が勤務先の方もご自宅への送付となります。

会員証の記載事項は、会員番号・氏名・社会福祉士登録番号・有効期限です（「顔写真なし」）。3月末日までに更新会員証が届かない場合は、4月末日までに日本社会福祉士会にご連絡ください。

### 会員証再発行には手数料が必要です

紛失や記載事項の変更により会員証の再発行（顔写真なし）を希望する場合は、500円の発行手数料を振り込み、会員証再発行申請書（※）の必要事項に記載し、会員証（紛失の場合は同封不要）、送付先を明記して郵便切手を貼付した返信用封筒、記載事項の変更がある場合は変更届を同封のうえ、本会に送付してください。発行手数料の振込み先は申請書をご確認ください。

また、「顔写真入り」会員証を希望する方は顔写真（カラー4×3cm）と1000円の発行手数料を振り込み、お申し込みくださ

い。会員証の再発行および種類を変更した場合でも、有効期限は再発行および変更前と同じです。

※会員証再発行申請書、変更届は、本会のホームページの「よくある質問」に掲載しています。

### 2023年度会費引落について

社会福祉士会の年会費は、口座引落での納入をお願いしています。

所属社会福祉士会が、北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県の会員の会費は、所属社会福祉士会で引落しを行いますので、会費引落日、引落手数料については所属社会福祉士会の会報などをご覧ください。

上記の社会福祉士会以外に所属する会員の会費は、本会で引落しを行います。2023年度の引落日は4月12日（水）です。引落手数料121円（消費税込）が会費と同時に引落になります。

### 住所などの変更について

氏名・住所・勤務先などに変更がある場合は、本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。市町村合併により住所表記が変更となった場合もご提出ください。



(本会ホームページ>よくある質問)

## 退会手続きについて

社会福祉士会の退会については所定の退会届によるお手続きが必要です。

所属社会福祉士会が、北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県の会員の退会は所属の社会福祉士会でお手続きをしてください。

上記の社会福祉士会以外に所属する会員の退会手続きは、本会で行います。退会する方は、所定の退会届を日本社会福祉士会に3月31日（必着）で郵送にて提出する必要があります。期日を過ぎますと次年度も会員継続となりますのでご注意ください。手続きの詳細は、本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください。

- 社会福祉士会は年度制（4月から翌年3月末）をとっています。在籍した年度の会費までを退会手続き前にお支払いいただく必要があります。
- 社会福祉士会を退会されると、会員番号および研修履歴等は削除されます。
- ばあとなあ名簿登録者の方は「ばあとなあ名簿登録抹消申請書」をご所属の都道府県社会福祉士会ばあとなあへご提出ください。
- 独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を日本社会福祉士会へご提出ください。
- 認定社会福祉士の登録者は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。
- 認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザー登録をしている方で、日本社会福祉士会から推薦をうけている場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなります。



(本会ホームページ>よくある質問)

## 四谷事務局だより

### 行事予定・カレンダー

#### 3月

- 2日(木)正会員の事務局職員向け研修
- 4日(土)後見委員会 都道府県体制整備プロジェクト
- 5日(日)生活困窮者支援ソーシャルワーク全国実践研究集会
- 12日(日)都道府県災害担当者会議 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修 講師養成研修 独立型社会福祉士会研修

12日(日)世界ソーシャルワークデー 2023シンポジウム(日本ソーシャルワーカー連盟事業)

18日(土)第12回理事会 臨時総会  
19日(日)生涯研修センター企画・運営委員会 スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流会

21日(火)独立型社会福祉士委員会  
25日(土)リーガル・ソーシャルワーク研究会

26日(日)生活困窮者支援委員会 権利擁護推進あり方検討委員会

#### 4月

8日(土)学会運営委員会

15日(土)第1回業務執行理事打合せ 理事会

#### 5月

20日(土)第2回業務執行理事打合せ 理事会

### 都道府県社会福祉士会 会員情報

1月31日付	会員数	44,855人
1月中	入会	会員数 26人
前年同月	会員増減数	382人増
前年同月	会員増減率	0.86%増